

# 「人間ドックの検査費用を」

## 一部助成します

市では、国民健康保険および後期高齢者医療制度にご加入の方に、病気の予防および早期発見・早期治療を図り、健康の保持・増進に役立てていただくために、人間ドックの検査費用の一部を助成しています。

下記(表1)のすべての要件を満たしている方が、助成を受けることができます。

### ◆助成回数

同一人につき平成26年4月1日から翌年3月31日までの間において、1回を限度とします。

の2か月前から遅くとも2週間前までに①保険証、②印鑑(朱肉使用のもの)を持参し、市国保年金課または本納支所で申請してください。

### ◆助成額

- ・国民健康保険Ⅱ検査費用の7割、限度額7万円まで
- ・後期高齢者医療制度Ⅱ限度額3万円まで

※ただし、脳ドックなど、市の助成の対象とならない検査項目がありますので、詳しくはお問い合わせください。

### ◆申請方法

下記(表2)の契約医療機関にご自身で検査日・検査内容(項目)を予約し、検査日

※検査後の申請は、受け付けていませんのでご注意ください。

お問い合わせは、市国保年金課(2階)  
 ☎1503、FAX201600へ。



契約医療機関一覧(表2)

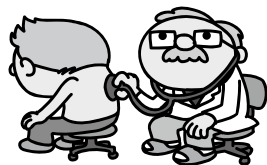
医療機関名	電話番号	医療機関名	電話番号		
市内	君塚病院	25-1811	長生郡内	長生診療所	32-3303
	穴倉病院	24-2171		長生八積医院	32-3282
	鈴木医院	22-2630		睦沢診療所	44-2236
	公立長生病院	34-2121		エアロビクスクリニック(*)	35-2222
	前田内科・眼科	27-2888	市外	亀田健康管理センター	04-7099-1115
	宮本内科医院	22-3770		亀田総合病院附属幕張クリニック	043-296-2321
	山之内病院	25-6355		ちば県民保健予防財団	043-242-6131
	吉田医院	34-3045			

※後期高齢者医療制度にご加入の方は、エアロビクスクリニックでの検査費用は助成されません。

要件一覧(表1)

要件	国民健康保険	後期高齢者医療制度
資格	茂原市の国民健康保険の加入期間が継続して1年以上の方	茂原市に住所を有する千葉県後期高齢者医療制度の被保険者の方
年齢	満35歳以上の方	なし
納付	納付期限の到来している茂原市国民健康保険税を完納している世帯の方	納付期限の到来している後期高齢者医療保険料を完納している方
その他	平成26年度内に市で実施している特定健康診査を受診していない方 市で規定する個人情報の取扱いに同意できる方	平成26年度内に後期高齢者医療の健康診査を受診していない方

※平成26年度中に国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する方は、その他にも要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

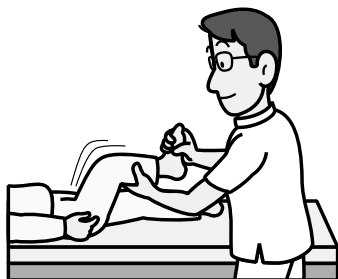


柔道整復師が行う  
 施術内容の調査に  
 ご協力ください

市では、医療費の適正な支出のため、整骨院や接骨院で施術を受けた方に負傷部位、負傷した状況、受診日数、一部負担金の支払額等の施術内容の確認のため、文書による照会を行っています。

今年度は、株式会社大正オーデイトに委託して実施します。

日頃から受診日の記録や領収書などを保管していただき、照会があった場合はご自身でご記入の上、回答にご協力をお願いします。



お問い合わせは、市国保年金課(2階)  
 ☎1503、FAX201600へ。